

# 高陽会居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人高陽会が開設する高陽会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を行うことを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的かつ効率的に提供に努めるものとする。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
  - 4 上記のほか事業の実施にあたっては、紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年紀の川市条例第13号）に規程する内容に準じて実施する。

## (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 高陽会居宅介護支援事業所
- 二 所在地 和歌山県紀の川市粉河951-1

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 4名（常勤職員3名 内1名は管理者兼務）  
（非常勤職員 1名）

介護支援専門員は、要介護者からの依頼に応じ、及び要介護者等が心身の状況や置かれている環境などに応じ居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容、担当者などを定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともにサービスの提供が確保されるように指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし併設施設等との連携により、相談窓口は24時間体制とする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援介護の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所  
事業所の相談室
- 二 使用する課題分析票の種類  
居宅サービス計画ガイドライン方式
- 三 サービス担当者会議の開催場所  
事業所の相談室
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度  
最低1か月に一回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握、及び連絡調整等必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施場所)

第7条 通常の事業の実施地域は、紀の川市・岩出市を区域とする。

(利用料等)

指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬基準に準ずる。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、一律500円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の保持し、又、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者と雇用内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 11 条 事業所は男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 二 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 三 その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画〈BCP〉の策定等)

第 12 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - 二 継続研修 年 4 回
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人高陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 8 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 2 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 8 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 11 日から施行する。  
この規程は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。  
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 17 年 10 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 19 年 10 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 3 月 16 日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月16日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。